

令和 7 年度第 2 2 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 8 年 2 月 3 日

担当部・課：保健福祉部総合相談センター〔内線 2 5 4 2〕

① 件 名		
石巻市子育て短期支援事業の見直しについて		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】 本市では、児童福祉法に基づき、令和 4 年度から保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、里親等において一定期間、養育・保護を行う石巻市子育て短期支援事業（以下「本事業」という。）を実施している。</p> <p>本事業の実施にあたっては、適切な運営が可能な民間事業者や里親に委託可能となっているものの、民間事業者の確保が困難であったことから、里親への委託により事業を実施してきたところである。</p> <p>本事業の利用者の更なる利便性向上を目的に、民間事業者への委託に向けた検討を進めてきたところ、先般、民間事業者の受入体制が確認でき、実施環境が整ったところであるが、本事業の対象が生後 6 か月から 1 8 歳に達する年度末までとなっており、生後 6 か月未満の乳児が対象から外れていることから、民間事業者への委託効果を高めるためにも、対象年齢を見直す必要が生じている。</p> <p>また、令和 7 年 4 月 2 5 日に公布された、児童福祉法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）により、本事業を実施する委託先も含めた施設等職員に虐待の通報義務が課されたことから、本市においても取扱いを見直す必要が生じている。</p> <p>【目的】 石巻市子育て短期支援事業を見直し、児童の対象年齢の拡大及び本事業を実施する施設職員等による虐待発見時の通報を義務化するもの。</p>		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号） 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号） 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号） 石巻市子育て短期支援事業実施要綱（令和 4 年告示第 3 9 5 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 章 安心して妊娠・子育てができる環境の充実 2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する 第 3 期石巻市こども・若者未来プラン【第 3 期こども・若者支援事業計画】</p>		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和 7 年 4 月 児童福祉法の一部改正（令和 7 年 1 0 月 1 日施行） 令和 8 年 1 月 令和 8 年度当初予算裁定		
⑤ 主な内容		
本事業の民間事業者への委託を開始するとともに、取扱いについて次のとおり見直しを行うもの。		
	改正後	改正前
児童の対象年齢	満 1 8 歳に達する日の属する年度の末日まで	生後 6 か月から満 1 8 歳に達する日の属する年度の末日まで
施設等職員から児童に対する虐待の通報義務	虐待の発見者の通報義務あり	虐待の発見者の通報義務なし

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 児童の対象年齢を拡大することで、利用者の様々なニーズに応じることができ、保護者の心身の安定や児童福祉の向上が図られる。 また、虐待発見時の通報義務化により、児童の安全確保が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 令和8年度予算額 委託料 430千円 (内訳) 令和8年度子ども・子育て支援交付金（国1／3、県1／3） 252千円 一般財源 178千円</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>令和7年度県内実施自治体：仙台市、塩竈市・気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、東松島市、岩沼市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、柴田町、亘理町、加美町、涌谷町</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和8年3月 石巻市子育て短期支援事業実施要綱改正 （施行予定年月日：令和8年4月1日） 4月 市ホームページ等による周知</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>